特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター
適正運営委員会の設置に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町（以下「関係市町」という。）が、特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター（以下「センター」という。）に運営委託する尾張北部権利擁護支援センター事業を適正かつ円滑に推進するにあたり必要な意見を得るため設置する特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター適正運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（所掌事項）

第２条　委員会は、センターが利用者に対して成年後見制度等を活用して適切な支援を行うために、次に掲げる事項について報告を受け、審議し、指導助言するものとする。

⑴　関係市町が締結した尾張北部権利擁護支援センター運営事業の実施に関する協定書第２条に定める事業に関すること。

⑵　成年後見制度の利用が必要な事案について、センターが法人として後見人等候補者となることの適否に関すること。

⑶　老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の２に基づく後見等開始の申立てにかかる受任候補者調整（以下、「受任候補者調整」という。）に関すること。

(4)　その他事業の重要事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

⑴　弁護士

⑵　司法書士

⑶　社会福祉士

⑷　精神保健福祉士

⑸　社会保険労務士

⑹　関係市町の職員

⑺　その他理事長が必要と認める者

２　委員会は、合議体とする。

３　委員は、自ら出席できない場合は、あらかじめ委員会の承認を得た者を代理出席させることができる。

４　委員会は、必要に応じて、センターの職員、行政職員その他関係者を参考人として出席させることができる。

（委員等の任期）

第４条　委員の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中で任命された者の任期はその年度の末日までとする。

２　委員に欠員が生じたときは、直ちに補充するものとする。ただし、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第６条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により定める。

３　副委員長は、委員長が委員会に諮り指名する。

４　委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会）

第７条　委員会は、委員長が招集する。ただし、年度の最初の委員会の招集は理事長が行う。

（成年後見人等受任候補者調整委員会）

第８条　委員会のもとに、第２条に規定する法人受任の適否の審査及び受任候補者調整を行う小委員会として成年後見人等受任候補者調整委員会を設置する。

２　成年後見人等受任候補者調整委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（苦情処理委員会）

第９条　委員会のもとに、委員の一部で構成する小委員会として苦情処理委員会を置く。

２　苦情処理委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（謝礼）

第１０条　第３条第１項第１号から第５号まで出席者に対する謝礼は、１回につき１０，０００円とし、同条第３項の規定により代理出席した者についても同様とする。

２　第８条及び第９条の規定による小委員会に出席した者に対する謝礼は前項と同様とする。ただし、同一日に開催する適正運営委員会に出席した場合は、重ねて謝礼を支払わない。

（庶務）

第１１条　委員会の庶務は、センターの事務局において処理する。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、この委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、平成３０年４月２３日から施行する。

附　則

この規程は、２０２３年４月１７日から施行する。